

放課後児童クラブのご案内

令和 8 年度



○ 放課後児童クラブ教室名

教室名	所在地	電話番号	定 員	備 考
ひまわり教室 (基山小学校)	基山町大字宮浦 39番地1他	A・B教室 92-2733 C教室 92-0308 D教室 080-3723-2022	216	基山小学校区内
コスモス教室 (若基小学校)	基山町けやき台 二丁目2番地	A教室 92-0950 B教室 92-7240	120	若基小学校区内

○ 対象者

放課後又は学校休業日（日・祝日、お盆・年末年始除く）の家庭において、保護者の就労等により保育に欠ける小学生児童（1～6年生）を対象とします。

○ 各教室開所日時

- (1)開所期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (2)開 所 日：学校開校日、土曜日、夏休み等長期休業日
- (3)時 間：放課後～18時（※19時までの延長保育あり）
- (4)土曜日、長期休業：8時～18時（※19時までの延長保育あり）
- (5)振替休日：8時～18時（※19時までの延長保育あり）

○ 各教室閉所日

- (1)年末年始（12月29日～1月3日）
 - (2)お 盆（8月13日～8月15日）
 - (3)日曜日、祝祭日、臨時休校日
 - (4)台風等災害や感染症予防等のための休校日
- ※ 台風等の災害により緊急に閉所する場合は

【マチコミメール】及び【ルクミー】にてお知らせしますので、

【マチコミメール】及び【ルクミー】への登録をお願いします。

登録方法については入所決定時にお知らせします。



○ 保護者負担金等

《別表を参照》

- (1)保護者負担金 ◆通常（月額）2,000円[延長・土曜日負担金は別途]
◆長期休業中（夏休み等）
- (2)諸費用（おやつ代等）（月額）2,200円
- (3)傷害保険料（年額）810円

児童クラブへの入所申込について

1. 児童クラブへ入所できる基準

本年度の入所承諾期間は、
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間です。

○入所できる基準

(1) 基山町内在住の小学 1～6 年生の児童

(2) 児童と同居している保護者（父母等）及び 65 歳未満の祖父母全員が、昼間に就労、又は長期にわたる疾病、出産（産前 6 週、産後 8 週）、介護、看護、就学等の状態にあること。ただし、就労の場合は、次の条件をみたすこと。

① 通年利用の場合（学校があるとき・春休み・夏休み・冬休み・学年末休みの年間を通しての利用）は、終業時間が 15 時以降（新 1 年生は 14 時以降）。

② 長期のみの利用の場合（春休み・夏休み・冬休み・学年末休み）は、8 時から 18 時の間で 4 時間以上勤務

※「同居」とは、住民票の世帯が同じかどうかではなく、実際に一緒に住んでいるかどうかで判断します。

※ 傷害保険に必ず加入していただきます（年額 810 円）。

※ アレルギー等をお持ちの児童は必ずお申し出ください。症状によってはお預かりができない場合があります。

※ 集団生活が困難な場合や障害等がある場合は児童の状態や教室の体制により対応できない場合がありますので、事前にご相談をお願いします。

入所する場合は、毎年度、手続き
が必要です！ ご注意ください。

2. 新年度の入所受付日時

受 付 日 時	受 付 場 所
11 月 4 日（月）～11 月 28 日（金） ※受付時間は土・日・祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分 ※11 月 27 日（木）、28 日（金）の 2 日間は、19 時まで受付します。	基山町役場 2 階 教育学習課 学校教育係



※ 令和 8 年度入所希望の方は、必ず受付期間内に申請書を提出してください（長期休業中のみ入所希望の方も必ず受付期間内に提出ください。育休中の方は、職場復帰の 1 月前に申請書を提出ください。） 受付期間を過ぎての申請は、ご希望の日時から入所できない場合があります。なお、入所希望者が定員を超えた場合は、お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

3. 年度途中の入所受付

役場2階 教育学習課 学校教育係で随時受付を行います。

児童クラブ入所児童数が定員内で入所が可能な場合でも、事務手続き上、利用希望日の2週間前までに入所申請書類の提出をお願いします。

4. 入所申請書類

書類のどれか1つでも欠けていると受付できませんのでご注意ください！！



- (1)入所申請書
- (2)放課後児童クラブ入所実態調査書
- (3)放課後児童クラブ利用確認書
- (4)承諾書（印鑑が必要です。）
- (5)児童と同居している保護者（父母等）及び65歳未満の祖父母全員の就労証明書（事業所用又は自営業者等用）

◎就労証明書は、会社勤務・パート・法人化された自営業方で、保護者等1人につき1枚の提出が必要になります。

◎法人化されていない自営業者、内職・農業に従事している方、病気の看護等の方は、保護者等1人につき1枚の申立書及び下記書類の提出が必要になります。

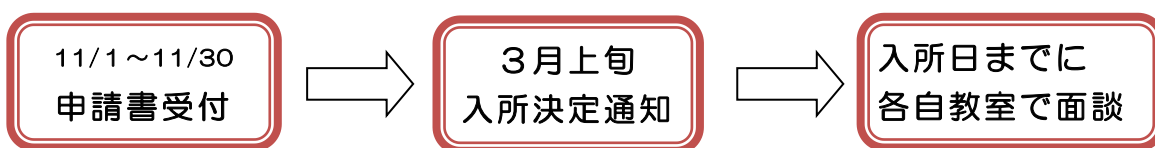
- ①法人化されていない自営業者・内職・農業の場合
確定申告書（申告されていない場合は収入を証明する書類）、営業許可証、開業届等
- ②疾病等で入院又は療養している場合
医師の診断書等
- ③親族を常時介護・看護している場合
医師の診断書等
- ④母親の産前産後休暇の場合
母子手帳の写し（母の氏名、予定日又は出産日が分かるもの）
- ⑤各種学校等に通っている場合（就学のため日中居宅外にいる場合）
学生証又は在学証明書等の写し
- (6)療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳をお持ちの児童は、手帳の障がい等級がわかる箇所の写し、発達障がいのある児童は、医師の診断書（コピー可）

※就労証明書は、保育所利用申込みで役場こども課に提出される方は、その写し（コピー）の提出でも結構です。（こども課提出前にご自分でコピーしてください。）

※傷害保険料（1人810円）は申請時に教育学習課で徴収します。

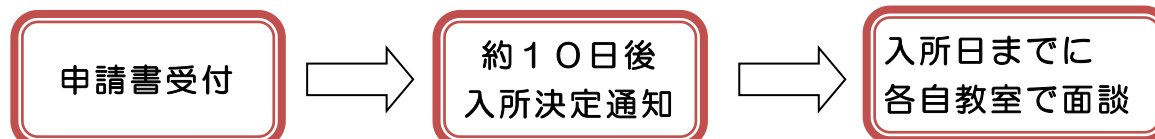
5. 入所までの流れ

- ・新年度の入所受付期間内に申請された方



※受付期間後の申込み分については、
入所決定時期が遅くなります。

- ・年度途中入所申請された方



6. 利用承認の取り消し

次の事項に該当する場合は、利用中であっても利用の承認を取り消すことがあります。

- (1)対象児童としての要件を欠くにいたったとき
- (2)児童クラブの運営上支障があると認めたとき
 - ・他の児童や支援員に危害を加える行為
 - ・故意に器物を破損する行為
 - ・教室の約束ごとを守らず集団行動が出来ない場合

7. 児童クラブ利用の際の注意事項

【お迎えと登所と下所】

- (1)下所は保護者のお迎えが必須です。原則 18 時までに保護者等のお迎えをお願いします
(延長保育利用料負担で 19 時まで延長保育を行います。)。教室は 19 時には完全に
閉まりますので、延長利用の場合、必ず 19 時までにお迎えをお願いします。
- (2)保護者のお迎えは駐車場から各児童クラブ室入口まで徒歩をお願いします。
- (3)土曜日、長期休業期間は保護者の送迎が必須です。

【負担金及び諸費用】

保護者負担金及び諸費用（おやつ代等）は利用翌月 26 日ごろに口座振替で納付していただきます。入所が決定しましたら、口座の登録をお願いします。

滞納した場合、退所していただくことがありますのでご了承ください。保護者負担金及び諸費用の日割り計算はありません。

【給食がない日の昼食】

長期休業期間や振替休日など学校給食がない日は、必ずお弁当を持たせてください。

【活動中の事故やケガ】

活動中は複数の支援員が指導にあたりますが、事故などを完全に防ぐことは不可能です。万一、事故等があった場合は応急的な処置をし、軽微なケガであれば様子を見ます。場合によっては保護者に連絡して急なお迎えをお願いすることがありますのでご協力ください。また緊急を要する場合は救急車の手配を行うこともあります。

【器物の破損事故】

学校施設や児童クラブ施設、備品など児童クラブ活動中の子どもが破損させてしまうものは色々あります。破損事故が起きたときは、それが故意によるものか、不可抗力によるものなのかを調べます。故意に器物を破損させた場合は、その費用を保護者の方にご負担頂く場合があります。

【児童クラブでの生活における個別の面談について】

子どもの児童クラブでの生活について、保護者様と個別の面談をお願いすることがありますのでご協力をお願いします。

【提出書類の更新】

「入所申請書」、「入所実態調査書」、「就労証明書」、「緊急連絡調査票」等の内容に変更が生じた場合は速やかに教育学習課に再提出をお願いいたします。再提出されない場合は利用承認の取り消しとなります。

【その他】

- (1) 児童クラブへのお問い合わせは、各児童クラブの電話をお願いします。なお夜間及び休日は留守番電話でも受付しております。
- (2) 児童クラブを休む場合は必ずクラブに連絡ください。連絡が無く休まれた場合は緊急連絡先に連絡することがあります。
- (3) 通常利用を一時休止される場合はその月が始まる前月の20日までに（例：6月にお休みされる場合は、5月20日まで）、教育学習課又は教室にご連絡ください。連絡がなく一時休所された場合は、保護者負担金が発生します。
- (4) 児童クラブから「塾」、「習い事」等に行く場合は児童クラブに「申出書」の提出をお願いします。申出書の提出があった場合のみ児童だけの下所を承認します。
塾や習い事等で児童のみ帰られる際、支援員は時間管理できませんので、児童ご本人で時間管理をお願いします。
- (5) 児童クラブでは「宿題をする」という習慣づけを目的とした声かけを行いますが、宿題の中身や学力の確認については、ご家庭で保護者の方で行っていただきますようお願いいたします（児童クラブでは、児童の健全育成や安全確保を主たる目的として実施しており、学習支援は行っていません。）



○ 放課後児童クラブ入所児童の情報交換について ○



放課後児童クラブにおける入所児童の生活・学習支援等のため、必要に応じて関連機関と情報交換をします。ご理解のほどよろしくお願いします。

放課後児童クラブは、集団生活の場です。

児童みんなが楽しい時間を過ごせるように、各教室ではいくつかの約束ごとがあります。児童一人ひとりがその約束ごとを守って生活していくことが大切です。各教室の支援員は、安全面に配慮しつつ、子どもの自主性、社会性及び基本的な生活習慣の育成を図りつつ日々児童と接しています。教室運営につきまして、保護者の皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いします。



◎保護者負担金

※生活保護の方は申請されると保護者負担金は免除となります。

※土曜保育のみ、延長保育のみの利用はできません。

※保護者負担金及び諸費用の日割り計算はありません。

※通常利用を一時休止される場合はその月が始まる前月の20日までに、教育学習課又は教室にご連絡ください。連絡がない場合は負担金が発生します。

※土曜保育と延長保育の負担金は、定額（月極）と随時があります。当初、申込みされた分からの変更は年度内で1回限りです（変更される場合は前月の20日までにご連絡ください。）。

月	平日（月曜から金曜） 通常時間	土曜通常時間	延長時間 （月曜から土曜まで）	諸費用
	放課後から18時まで ※長期休業中は 8時から18時まで	8時から18時まで	18時から19時まで	
春休み	利用料 1,000 円	利用料 300 円	利用料 500 円	500 円
4月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
5月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
6月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
7月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
夏休み	利用料 4,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	3,000 円
9月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
10月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
11月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
12月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
冬休み	利用料 1,000 円	利用料 300 円	利用料 500 円	500 円
1月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
2月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
3月	利用料 2,000 円	利用料 1,200 円	利用料 1,200 円	2,200 円
学年末 休み	利用料 1,000 円	利用料 300 円	利用料 500 円	500 円

- （注）
- ・春休み（4月）は、4月1日から始業式前日（1年生は入学式前日）まで
 - ・夏休み（7～8月）は、1学期終業式翌日から2学期始業式前日まで
 - ・冬休み（12～1月）は、2学期終業式翌日から1月の3学期始業式の前日まで
 - ・学年末休み（3月）は、3学期終業式翌日から、3月末日まで

◎随時利用の場合

※土曜保育のみ、延長保育のみの利用はできません。

土曜通常時間	延長時間（月曜～土曜まで）
8時から18時まで	18時から19時まで
利用料金 300 円	利用料金 100 円